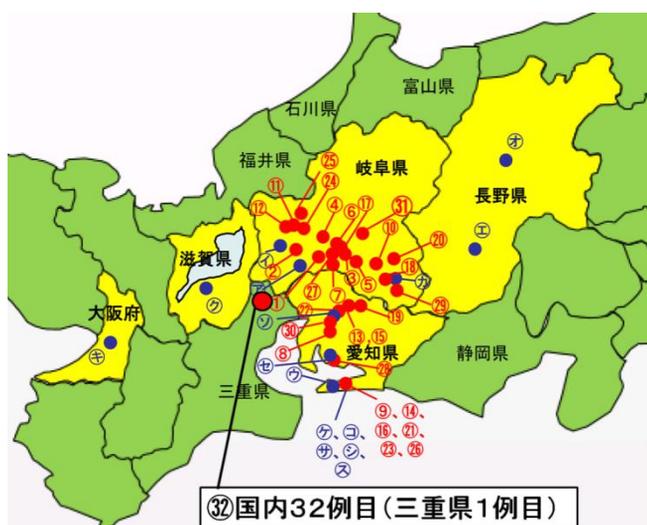


三重県の養豚場で豚コレラが発生(国内32例目)!

7月24日、三重県いなべ市の養豚場において、豚コレラの疑似患者が発生しました。いなべ市では、6月26日に野生いのししでの感染が確認されていました。(家畜衛生情報No1-19)

隣県の養豚場では初めての発生であり、今後、野生いのししや人・物の移動によって府内にウイルスが侵入する可能性が高まっています。

飼養場所への部外者の立入制限と車両・靴等の消毒、施設周辺の消毒やネズミ駆除などの衛生対策を確実に実施してください。



※(ア)~(ス)は、発生農場の関連農場又はと畜場

【32例目の概要】

◆発生農場

三重県いなべ市 4,058頭飼養

◆経過

・7月22日に養豚場から飼養豚の死亡の通報があり、三重県の遺伝子検査で豚コレラ陽性を確認

・7月24日、国の検査で確定

◆この養豚場の周辺10kmの区域に他の養豚場はありません。

豚、いのしし飼養者の皆様へ

▶毎日の健康観察と異常家畜(耳・下腹部・四肢の紫斑、結膜炎、複数頭の40℃以上の発熱、便秘又は下痢、食欲不振など)の早期発見・早期通報をお願いします。

▶豚コレラの発生を防止するためには、人や物を始め野生動物などによって飼育環境にウイルスが持ち込まれないことが重要です。

- ☑ 出入りする車両や飼育施設周辺の消毒の徹底
- ☑ 飼養衛生管理区域専用の衣服・長靴の着用
- ☑ いのしし、ねずみなどの野生動物の侵入や接触の防止
- ☑ 肉及び肉製品が含まれている可能性のある飼料の加熱給与(70℃以上30分以上または80℃以上3分以上)



京都府は、毎月10日を10(テン)検の日と定めて、家畜所有者の皆様へ飼養衛生管理基準の自主点検をお願いしています。

